

業務委託検査取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号。以下「財務規則」という。）第98条の規定に基づき、業務委託に係る給付の確認を行うための検査について必要な事項を定め、もって業務委託の適正かつ能率的な施行の確保と、業務委託に関する技術水準の向上を図るとともに、厳正かつ的確な評価の実施により、委託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(検査及び検査の方法)

第2条 検査は、全ての委託契約について行うものとする。

- 2 検査は、当該業務の業務内容及び成果品を対象とし、適切に確認を行うものとする。
- 3 業務内容の確認は委託契約書、仕様書及び技術管理に基づいて審査、観察、立会等により行うものとする。
- 4 成果品の精度、品質等の確認は管理、報告書等により行うものとする。
- 5 成果品の種別、数量は仕様書、納品書等により確認するものとする。
- 6 検査員は、検査を行うために必要があるときは、当該検査に係る業務委託を担当する職員に対し、当該業務委託に関する図書若しくは物件の掲示、立会又は業務委託に関する説明を求めることができるものとする。

(検査員)

第3条 検査員は、財務規則第98条に規定する職員をいう。

(検査関係書類)

第4条 監督員（調査職）は、検査に先立ち当該業務委託の請負に関する必要な図書等を整理し、契約担当者に提出しなければならない。

(検査結果の報告)

第5条 検査員は契約担当者に検査結果を報告しなければならない。

- 2 前項の報告について、確認検査を行った場合は、業務委託検査調書（様式第2号）により行わなければならない。

(業務委託成績の評定)

第6条 検査員は完了検査を行ったときは、箇所ごとに別に定める（業務委託成績評定の実施要領）ところにより、業務委託成績を評定しなければならない。

附則

この要領は平成17年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は令和5年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の規定は、令和5年4月1日以後に契約を締結した業務委託について適用し、同日前に契約を締結した業務委託については、なお従前の例による。

様式第2号

業務委託検査調書

	部長	契約担当 課長
--	----	------------

下記の業務は、所定の設計書、図面及び仕様書のとおり履行されていることを認めます。

令和 年 月 日

検査員職氏名 ㊟

立 会 者 ㊟

立 会 者 ㊟

業務委託名			
履行場所		着手	令和 年 月 日
契約の相手方		履行 期 限	令和 年 月 日
契約金額	円	検 査	令和 年 月 日
出来高金額	円	出来高歩合	%
検査所見			

業 務 内 容

出来高金額 (A)	円	部分 払 金 額 の 内 訳	第1回	円
内渡金額 (B)	円		第2回	円
前金払差引金額(C) 前金払金額 × 出来高歩合 = 差引額	円		第3回	円
	円		第4回	円
今回支払額 (A) - (B + C)	円		第5回	円
	円		第6回	円